

令和3年11月定例会 県土整備委員会（付託）

令和3年12月9日（木）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時15分）

これより危機管理環境部関係の調査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和4年度に向けた危機管理環境部の施策の基本方針について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 徳島県地域防災計画の修正案について（資料3）
- 徳島県消費者基本計画（素案）について（資料4-1, 4-2）

谷本危機管理環境部長

この際、4点御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

令和4年度に向けた危機管理環境部の施策の基本方針でございます。

危機管理環境部におきましては、資料上段の徳島の目指すべき方向性に記載しております目標の達成に向け、防災、環境、生活の3分野を中心にDX、GXを推進エンジンとした施策展開により、アフターコロナを俯瞰した、強靱で持続可能な安全・安心の実現に取り組んでまいります。

まず、中段にありますように防災と環境、また生活と環境といった他の分野と連携した取組を推進することで更なる相乗効果を生み出してまいります。

具体的には、中段左側、防災と環境分野の連携では、災害対策に資する再生可能エネルギーの導入推進としまして、事前復興×地域マイクログリッド融合による分散型国土の創出、自家消費型太陽光発電等の促進による災害に強い自立・分散型電源の更なる導入など、事前復興復興にも資する施策を今後更に展開し、グリーンで災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、中段右側、生活と環境分野の連携では、日常生活における循環社会への移行推進としまして、エシカル消費や消費者志向経営の推進によるSDGsの実現加速、食品ロス削減の更なる加速とプラスチック資源循環の促進など、民間事業者と連携し取組を強化してまいります。

次に、下段左側、防災分野につきましては、近年の激甚化、頻発化する災害への対応力強化を図るため、県土強靱化の着実な推進としまして、全国のモデルとなる事前復興を推進するとともに、DX・GX活用による災害対応力の強化に取り組んでまいります。

次に、日常生活の早期回復に向けた取組の推進としまして、新型コロナウイルス感染症は11月14日日曜日から新規感染者数が連続25日間ゼロとなるなど、現在落ち着きを見せて

おります。今後、感染が再拡大し、緊急事態宣言等が発出されるような状況においても、県民の皆様の日常生活を維持するため、ワクチン・検査パッケージ制度の活用など、感染防止と社会経済活動の両立に向けた取組を進めてまいります。

次に、下段中央、環境分野につきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に極めて重要な本県の2030年度目標である2013年度比温室効果ガス排出50パーセント削減、自然エネルギー電力自給率50パーセント超の達成を確実なものとするため、年内に策定する徳島県版・脱炭素ロードマップに基づき、地球温暖化・脱炭素対策を戦略的に推進してまいります。

具体的には、自然エネルギーや水素によるグリーン社会の実現としまして、2030年度電力自給率50パーセント超に向けた取組を加速するとともに、地産水素による水素グリッドの推進、水素モビリティの利用推進など、水素立県とくしまの取組を加速してまいります。

次に、脱炭素技術等の活用によるライフスタイル変革推進としまして、市町村や地域が主体となった取組とともに県民のライフスタイルの変革を促す取組が急務となっており、脱炭素をけん引するリーダーの育成、確保による脱炭素ドミノの創出やネット・ゼロ・エネルギー・ハウスなどの普及加速に取り組んでまいります。

最後に、下段右側、生活分野では、新次元の消費者政策による国際拠点化の推進としまして、消費者庁新未来創造戦略本部と連携した新次元の消費者行政、消費者教育を展開することとしており、デジタル教材を活用した全世代への消費者教育の推進や、本年10月26日に開催されたとくしま国際消費者フォーラム2021を踏まえ、DX、GXの最新潮流を捉えた戦略的な発信と国際連携の構築に取り組んでまいります。

次に、人と動物の健全な社会も実現としまして、動物由来感染症について、正しい知識の普及啓発や飼い主のいない猫対策、専門人材の派遣による次世代の情操教育など、人と動物がともに暮らせるとくしまづくりの加速に向け取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の12月7日時点の実施状況について御報告いたします。

1、飲食店に対する営業時間短縮要請協力金(第4期・第5期)の支払状況につきましては、第4期分で20億9,080万円、99.5パーセント、第5期分で21億8,007万円、98.8パーセントが支払済みとなっております。

2、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援につきましては、9,465名の検査を終え、これまでに7名の陽性を確認いたしました。

3、飲食店に対するPCRモニタリング定期検査につきましては、延べ1万2,248名の検査を終え、これまでに9名の陽性を確認しました。

4、飲食店に対する抗原定性検査につきましては、去る11月29日から受付を開始し、89店舗からお申込みを頂いております。

続きまして、資料3を御覧ください。

徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

この計画は災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める防災基本計画と整合を図りながら、徳島県防災会議にて決定するものでございます。

2、今回の主な修正(追加)項目といたしましては、まず、1) 災害対策基本法の改正に伴う見直しとして、避難勧告の廃止による避難指示への一本化、避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化のほか、2) DX、GXの活用による災害対応力の強化として、AIによりSNS上の災害情報を抽出する分析ツールの導入、燃料電池車や電気自動車等を活用した電源供給及び災害に備えるフル充電の啓発などを明記しております。

また、3) 自宅療養者等の避難支援をはじめ、災害時の新型コロナウイルス感染症対策のほか、4) 去る11月15日に締結しました鳥取県との相互応援協定を踏まえた取組として、災害ケースマネジメントの推進、事前復興に資する広域避難支援パッケージの検討を追加するとともに、5) 国の防災基本計画の改正に伴う事前復興における女性参画の推進や、6) その他、県施策の推進に伴う取組として、災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針に基づく公表手順、平時の延長が災害時にも役に立つフェーズフリーの推進などを新たに盛り込みました。

今後、議会での御論議を踏まえ、徳島県防災会議に諮り、策定してまいります。

続きまして、資料4-1を御覧ください。

新たな徳島県消費者基本計画(素案)の概要についてでございます。

まず、I、計画の位置付けにつきましては、新型コロナやDX等、社会情勢の変化への即応、世界共通の目標であるSDGsの達成に向け、6月定例会での御論議を踏まえ、消費者教育推進計画の改定に1年早く着手し、消費者基本計画との一元化を行い、平成30年度に議員提案により成立したエシカル条例の理念の下、全世代にわたる消費者教育を含む一連の消費者政策をより一層、一体的かつ戦略的に展開してまいります。

また、II、基本理念といたしましては、新次元の消費者行政、消費者教育を推進する新たな羅針盤となるよう、III、計画の体系に記載のとおり、消費者や事業者など、それぞれが推進する取組として四つの施策の柱を設定するとともに、共通的留意事項として全世代への消費者教育及び戦略本部との連携を横断的事項に設定しまして、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

IV、主なKPIにつきましては、エシカル消費の実践意欲度について令和8年度に80パーセントを目指すことをはじめ、新計画の実現に向けての具体的な目標値を設定しており、V、主な消費者施策として、サステナブルファッションの推進や消費者生活相談DXの推進など、新たな視点からの施策に積極的に取り組むこととしております。

今後、議会での御議論を頂くとともにパブリックコメントを実施し、消費生活審議会での審議を経まして、来年3月の策定を目指し取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

寺井委員

新たな消費者基本計画について、質問したいと思います。

本会議の代表質問におきまして、SDGsの達成に向けた取組であるエシカル消費の中でもにわかに関心が高まってきておるサステナブルファッションを取り上げたところであります。

これに対して知事からは、来月にも県ホームページで特設コーナーを開設することや、徳島県消費者基本計画にエシカル消費先進県としてサステナブルファッションの推進を新たに明記するとの前向きな答弁があったところでございます。

先ほど報告を頂きました徳島県消費者基本計画の素案を見ますと、施策の柱の1番である消費者市民社会の構築の中に早速明記を頂いたようであります。

この度の改定に当たっては、このことのみならず様々な工夫を凝らしているようでございますが、まず基本計画の位置付けについて、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

熊尾消費者政策課長

ただいま寺井委員から、基本計画の位置付けについて御質問いただいたところでございます。

新たな消費者基本計画につきましては、先ほど部長からの報告にもありましたとおり、議員提案で制定いただきましたエシカル条例の理念の下、新型コロナやDXなどの社会情勢の急激な変化にスピード感を持って対応するため、徳島県消費者基本条例に基づきます消費者政策の推進に関する基本的な計画であるとともに、消費者教育推進法に基づきます消費者教育推進計画としての位置付けも兼ねた計画として、一元化を行った上で改定するものでございます。

また、来年4月からの成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進をはじめ、これまでの着実に積み重ねてきた成果を踏まえつつ、令和8年度までの次の5年間に向けまして、デジタル社会への対応、SDGs達成への前進、アフターコロナへの対応など、大きな課題の解決に向けた新たな羅針盤として策定したいと考えております。

寺井委員

この度の改定においては、デジタル社会の迅速な対応に向けて消費者基本計画と消費者教育推進計画を一元化した上で、一連の消費者政策を一体的かつ計画的に推進するという思い切った見直しを評価したいと思います。

また、このような複数の計画の一元化は職員の働き方改革にもつながるのでしょうか。

そこで、一元化するに当たっての計画の構成について、工夫したことがあるならば教えていただきたいと思います。

熊尾消費者政策課長

寺井委員から、計画の構成で工夫したことについての御質問を頂いたところでございます。

計画の基本理念を具現化していくため、まず、具体的な計画の体系といたしまして、三つの主体の役割を重視し、消費者の重点的な取組である持続可能な消費者市民社会の構

築、事業者の重点的取組である消費者と事業者との協働による豊かな社会の実現、行政、団体等の重点的取組であるデジタル社会を見据えた消費者被害の防止、この三つの施策の柱を縦軸に設定し、加えてこの三つの施策の柱で生み出す新たな価値を世界に発信し、世界から寄せられる意見をタイムリーに本県施策に反映するため、四つ目の柱といたしまして、国際拠点化の推進を設定したところでございます。

さらに、新しく二つの横割りの視点を取り入れまして、各施策の柱にまたがる共通的な留意事項として、全世代への消費者教育を位置付けるとともに、戦略本部のカウンターパートを担う本県として、消費者政策の真価を図る戦略本部との連携の二つを横断的事項として設定したところでございます。

寺井委員

今回の新たな工夫として、各施策の柱にまたがる共通的な留意事項を設けることとし、全世代への消費者教育と戦略本部との連携の二つの横断的事項が設定されたとのことであり、これは戦略本部が開設されている徳島ならではのアイデアだと思います。

横断的事項として取り組む政策について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

熊尾消費者政策課長

ただいま寺井委員から、横断的事項についての御質問を頂きました。

まず、全世代への消費者教育につきましては、幼児期から高齢期までの各ライフステージであったり、消費者の特性に応じた体系的な消費者教育を推進いたします。

具体的には、成年年齢引下げにより消費者被害の増加が懸念されるデジタルコンテンツなどにつきまして、学校におけるGIGAスクール構想等を活用した消費者教育を推進するとともに、大学等と連携し消費生活の正しい知識を学べる機会の提供を行います。

また、地域の見守りネットワークを活用し、高齢者や障がい者、さらに成人期を含めた全世代の消費者への情報提供を行うとともに、これからの高齢化社会の進行を見据え、高齢者がデジタル機器の使い方やトラブル回避のための知識を学ぶ機会の提供を行います。

次に、戦略本部との連携でございしますが、SNSを活用した消費生活相談の実証実験など、戦略本部のカウンターパートとして本県を実証フィールドに展開してまいりました先駆的プロジェクトに引き続き全面的に協力いたします。

また、成果を積み重ねることで本県における先駆的な消費者行政を更に展開いたしまして、安全・安心な消費生活の実感につなげるとともに、地方創生の加速にもつなげてまいります。

寺井委員

教育委員会や戦略本部との連携を特に重視し、計画全般の共通の留意事項として横断的事項を位置付け、積極的に取り組もうとしていることがよく分かりました。

計画の実効性を確保するために数値目標であるKPIを設定しているとのことですが、主なKPI設定の経緯についてお伺いいたします。

熊尾消費者政策課長

寺井委員から、主なK P Iの設定についての御質問を頂きました。

県を挙げての取組が功を奏して、エシカル消費の認知度が向上していることから、新たな計画におきましては、一定程度進んでいる認知から実践へと取組を加速させることとしております。

これに伴いまして、K P Iにエシカル消費につながる商品を積極的に購入したいなど、エシカル消費の実践を行いたいとする実践意欲度を新たに設定しまして、令和8年度までに令和2年度の1.5倍となる80パーセントを目指して取り組んでまいります。

また、事業者が、消費者全体の視点に立ち健全な指標の担い手として消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能な社会の実現に向けて社会的責任を自覚して事業活動を行う消費者志向自主宣言事業者を更に増やすため、事業者が宣言を行うことによってより一層メリットを感じられる効果的な施策を推進することで、令和8年度までに令和2年度の2倍となる80事業者の宣言を目指してまいりたいと思っております。

寺井委員

新たな消費者基本計画について、重点ポイントや込められた思いを詳しく説明いただいたところです。全体の概要を理解することができました。

新たな計画では、新型コロナやD Xなどの社会情勢の急激な変化に対応し、安心・安全な社会づくりを目指して一連の消費者政策を一体的かつ計画的に推進するとしており、今後5年間の羅針盤として適切なものになっているのではないのでしょうか。

令和4年度がこの計画の初年度であるということで、スタートダッシュが重要であると思えます。必要な予算が確保されるようしっかりと取り組んでいただきたいと期待いたしております。

福山委員

先日の代表質問の際、D Xの活用としてA IによりS N S上の災害情報を分析収集するツールを導入するとの答弁がありましたが、こうした新たな取組の背景や具体的な内容について改めて説明してください。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、災害情報の分析収集ツールの導入についての御質問を頂きました。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害時には、情報収集のいとまがなく被害が広範に及ぶということもございますので、災害情報の収集、共有が極めて困難になると考えております。また、情報収集の前線となります市町村におきましては、どうしてもマンパワーが限られているという現状がございます。

このため、例えば河川では定点カメラを複数設置して氾濫等の災害情報をリアルタイムで監視しており、災害対応力を強化するという意味では、I o Tをはじめ先端技術を積極的に活用することが不可欠だと考えております。

そこで今回、災害情報を分析収集するツールとして、他県でも導入実績がございますスペクティブロというツールを新たに導入したところであり、現在、その使い方等の習熟訓

練を行っておりまして、年内にも本格運用を開始したいと考えております。

このスペクティブロというツールにつきましては、AIによりTwitterだけでなく、InstagramやYouTubeなど、複数のSNS上に投稿された動画や画像から位置情報なども参照して災害情報を的確に抽出、さらにはその事案ごとに集約してくれるというツールでございます。今後の災害対応において効果的な情報収集手段の一つになるものと考えております。

福山委員

災害時に自衛隊や警察、消防等による確実な救助活動を実施するためには、まずは迅速な被害情報の収集が重要でありDXの活用は不可欠だと思います。

そこで、先ほど頂いた資料1の施策の基本方針の中段に、DX・GX活用による災害対応力の強化、先端技術を活用した新たな避難所モデルの検証とありますが、具体的にどのような取組を考えているのか教えてください。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、先ほど御説明いたしました施策の基本方針の先端技術の活用による新たな避難所モデルについての御質問を頂きました。

大規模災害時の避難所運営につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市町村のマンパワーに限りがあるということ、また、地域のコミュニティの希薄化も懸念されておりました。円滑な避難所運営体制の確保が課題になっているところでございます。

一方、東日本大震災や熊本地震、また昨今の豪雨災害により全国各地で避難所を運営しているといった状況を見聞きする中ですが、被災者の受付、さらには定員の管理、物資や食事の調達、支援といったものが、従来から長い時間がたつのですけれど、相変わらず人の力によるアナログ的な対応が続いているというのが避難所の現状でございます。

さらに、現在はコロナ禍でもございまして、密を避けるためにこれまで以上に多くの避難所を開設するということになっておりますので、避難所の運営に当たっては現状より厳しさを増しています。

こうしたより効率的かつ快適な避難所を開設、運営していくためには、やはり今後DX、GXを活用して、近い将来を見据えた具体的な検討を早くから進めていく必要があると考えております。

そこで今回、DXの活用といたしましては、例えばマイナンバーカードの普及が始まると思うのですけれど、これを活用した避難所受付や入退所の管理であったり、先日寄附いただきました深紫外線LEDを活用した換気システムの導入、また、避難所の画像映像から、人が数を数えるのではなく、AIによって混雑状況を把握するといった取組が考えられます。

また、GXの活用としましては、燃料電池車や電気自動車が避難所の電源確保になるのはいいですが、実際にどれだけの容量が賄えるのか、また最近、太陽光発電による蓄電池システムなども多く販売されておりますので、そういったものの有効性についてなど、DX、GXがコストも含めてどこまで活用できるのか、民間事業者とも連携してしっかりと検証して、避難所を運営する市町村にお示しできればと考えております。

福山委員

よく分かりました。ありがとうございます。

避難所を運営するのは飽くまでも市町村ですが、県がこうしてモデルを先導し、しっかりと市町村の避難所体制を底上げすることは、広く市町村を束ねる県の役割であり責務であると思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

また、DX、GXの活用は、先ほど部長から報告があった県地域防災計画の修正案にも盛り込まれておりましたので、今後もしっかりと取り組んで、県民の安全・安心の確保につなげていただきますよう併せてお願いいたします。

吉田委員

再生可能エネルギー事業の中の風力発電についてお尋ねします。

前回の委員会で、県南の那賀、海部、安芸の県外資本による大型風力発電の環境アセスメントの進捗が進行中ということで、方法書に対する飯泉知事の意見のことを御報告いただいたのですが、その後、経済産業大臣から意見が出たとお聞きしているんですけども、その内容についてお聞かせください。

また、それを県としてどう受け止められているかということについてもお願いします。

奈須環境管理課長

ただいま吉田委員から、(仮称)那賀・海部・安芸風力発電事業の方法書に対する経済産業大臣の勧告の内容について御質問がございました。

当該風力発電事業の方法書に対する知事意見につきましては、10月8日に地元的那賀町、海陽町からの意見を添付して経済産業大臣に提出したところでございます。

これを受けて、10月28日付けで経済産業大臣から事業者へ勧告が行われております。

内容といたしましては、近年、局所集中的な降雨の傾向と道路工事等に係る雨水排水対策を踏まえた適切な調査地点を設定すること。動物全般の調査に当たっては、捕獲等の調査地点の追加や適切な調査期間を確保すること。土地の改変等による希少な動植物への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、現地の状況に応じて調査地点や調査回数を増やすことなど、適切に調査、予測及び評価を行うよう勧告されておりました。なお、おおむね知事意見が反映された内容になっていると考えております。

また、この度の勧告には知事意見、それから那賀町、海陽町からの意見書の写しも添付されておりますので、事業者には両町や地域住民から寄せられた御意見もしっかりお伝えできたものと考えております。

事業者におきましては、勧告の趣旨を十分に踏まえて、適切に対応していただきたいと考えております。

吉田委員

ありがとうございます。

知事意見もしっかり反映されており、那賀町、海陽町の町長の意見も添付されたということで、かなり環境に対して強い勧告がされたとは思いますが、これが今後どう

なるかという、次は準備書を企業が出すという状況になると思うのですが、勧告はされているものの、それを止める拘束力はないということで、勧告に基づいて適正に環境への配慮の調査が行われれば事業は着々と進んでいくのかもしれない。それは業者のやる気次第と思うわけなのです。

こういう中で、先週に少し聞いたのですけれども、中津峰山にまたもや県外資本による風力発電の計画が持ち上がっているということで、まだ正式な配慮書とかは出ていないので、ここでどうこう正式に御答弁を頂ける状況にはないのかもしれないのですが、聞くところによると県南のものよりも規模が小さくて、今回の国の規制緩和で環境アセスメントの要件が緩和されたと思うのですけれども、その国の環境アセスメントの規模未満になるのではないかというような情報があります。

仮に国の環境アセスメントに乗らない場合、県の条例に基づくアセスメントが行われるのではないかと予想されるのですけれども、その場合どういうふうな手続になるかということ、一般論で結構ですので御答弁をお願いします。

奈須環境管理課長

ただいま吉田委員から、徳島県の環境影響評価条例について御質問がございました。

環境影響評価制度というのは法と条例が一体となって形成、運用されており、条例では地域特性を踏まえ、法の対象とならない規模や種類の事業を対象としております。

法と県条例における風力発電事業の対象規模要件につきまして、環境影響評価手続が必要となる第一種事業で申し上げますと、法は出力5万キロワット以上、条例は法に基づく環境影響評価が行われる事業を除く7,500キロワット以上が対象となります。

県条例による環境影響評価の手続につきましては、事業者による住民への意見聴取、また関係市町村などからの意見を踏まえた事業者への知事意見の送付など、法と同様の手続によって進められまして、配慮書、方法書、現地調査、準備書、それから評価書といった手続が進められていくこととなります。

また、風力発電事業につきましては、環境影響評価手続を経た後、電気事業法に基づいて経済産業省により認可されるということになります。

県としましては、条例に基づく環境影響評価の手続が行われる場合には、適切にしっかりと行われていくように指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

吉田委員

7,500キロワット以上からということで、風車1基の大型化が進んでいるので7,500キロワットということは3基以上ぐらいで県の条例に掛かるということが分かるわけなのですけれども、法律のほうと同じような手続になるということが分かりました。

最終は経済産業省の認可ということで、県の行政としては法律、条例に基づいて粛々とするわけなのでしょうけれども、この場所は県南のほうよりも関係人口も多く、人家もありますから低周波の心配や、県民の皆さんにとってより親しみのある山であることから景観のことなど、多分今から反対運動が起こってくるのではないかとというのが予想されるのです。

グリーン社会の実装ということで、目標達成のためには太陽光発電だけではなく、もち

ろん風力発電も今後徳島の中で主力としてやっていかねばならない中、本当に適当な場所に県内資本で県内にお金が落ちるような形で風力発電をやってほしいと思う立場から、皆さんもそうだと思うのですけれども、2年前でしたか、本会議での質問でゾーニングを進めたらどうかということをお申しました。

その時の県の御答弁は、ゾーニングは市町村がやるものであるということだったのですが、その後、市町村と協力して促進するという姿勢に変わりました、それはいいのですが、前回の本会議質問の中で、全国では山を切り開いてのメガソーラーが散見され、そういう乱開発への反対運動も起こっていることから、県独自の基準を設けてほしいということをお願いしたところ、今は県独自の基準を設けるということになっています。

それが、国の基準がもうすぐ決まるので、それに準じて設けるということなのですが、次々と県外資本が県民の望まない場所に開発計画を出してくるという中で、本当に急がれると思うのです。

その県独自の基準というのがどのような基準になるのかということをごできるだけ具体的にお聞きしたいのですけれども、それがいつ頃になるのかということ、また、その中に地元の合意や地元資本の参加ということを入れてほしいという希望があるのですが、その見直しをお聞きします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、風力発電をはじめとする自然エネルギーの地元の合意の上での導入ということについて御質問いただきました。

まず、改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる改正地球温暖化対策推進法の促進区域について改めて御説明させていただきます。

これは、改正地球温暖化対策推進法で、再エネ導入拡大に向けて再エネ事業の適地を見える化し、地域の合意形成を促す仕組みとなっております。

促進区域におきましては、事業者は関係許可等手続のワンストップ化、環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略といった特例の適用を受けることができるほか、促進区域の設定に当たり、住民、その他利害関係者の意見聴取、関係地方公共団体の意見聴取、地域の関係者から構成される実行計画協議会での協議といった地域の合意形成の手続を経ているため、事業者はより円滑に再エネ事業を行うことができます。

促進区域は、環境の保全に関する国による基準、それから都道府県による基準を踏まえて設定するものとされており、環境省令と県の環境配慮基準に基づくエリアを除いたエリアについて、再エネポテンシャルを最大限に生かして促進するとしてポジティブに設定されるエリアが促進区域になるのですが、促進区域とその他白地のエリアで区域内を区分するゾーニングを行い、促進区域の設定案を作成するとなっております。

市町村は、その促進区域の設定案について、住民、その他利害関係者の意見聴取や関係地方公共団体の意見聴取、地域の関係者から構成される実行計画協議会での協議といった地域の合意形成の手続を経て、促進区域を設定することとされており。

県としましては、この県の環境配慮基準を今年度中に策定することを目指すとともに、市町村と一体となって地域特性に応じた再エネ施設立地の可能性を示す、いわゆるポジティブゾーニングを提示してまいりたいと思います。

また、提示後も、促進区域設定に係るノウハウの提供や外部専門家の活用をはじめ、人的支援による地域人材の育成などの取組を通じて、市町村の促進区域設定を支援し、地域の再エネ導入を促進してまいりたいと考えております。

吉田委員

県のポジティブゾーニング、促進区域の設定とその他ということ、関係者の入った協議会を経たり、地域の合意形成のことが盛り込まれていると思うのですが、そのポジティブでないほうの規制の区域などは全く設定されないのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

いわゆるネガティブゾーニングにつきましては、まず国による規制がございまして、それに加えて県による規制がございます。

それで残ったところからポジティブゾーニング、ポジティブに促進する区域を選ぶという流れになります。

吉田委員

そのネガティブな地域というのは新たに設定するのではなくて、今ある県の決まりでネガティブなという意味ですか。

ほかの県に比べてすごく緩いということを今回の質問で申し上げたことがあるのですが、それとも新たに規制を考えられているのでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

まず、法令等で全国共通で設置できないような区域というのがございまして、これにつきましては国のほうでネガティブゾーンとして規制が掛けられます。

次に、これからの検討になるのですが、例えば県条例で規制されているようなところにつきましては、ここが県の規制、環境配慮基準ということになってまいります。

吉田委員

もう1回聞きますが、これから決めるということによろしかったですね。

杉山グリーン社会推進課長

今年度中を目指して県の環境配慮基準を策定してまいります。

吉田委員

分かりました。

先ほどの私の質問の中で、地元の資本参加みたいなところまでは盛り込めるのかどうかということの御答弁をお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

この促進区域の設定に当たっては、市町村の方針に合った事業所を誘致するようなこと

になっておりますので、市町村のほうで地元事業者や県内事業者を優先するということになりますと、地元事業者が参加しやすくなっていくということになると思います。

吉田委員

事業者は市町村の方針で決まるということで、努力義務でもいいので、再エネで資本参加して今後の県全体の経済を上げるというような空気をどんどん盛り上げていただきたいと思います。

そのためのいろんな施策がロードマップの中にも入っているのは見させていただきましたので、本当に加速度を上げてお願いしたいと思います。

次に、ロードマップについてお聞きしたいのですが、事前委員会が出されましたロードマップ案についてなのですが、まず、大きなところで徳島県は2030年に温室効果ガス50パーセント削減と国より踏み込んだ数字を出しているということで、環境首都とくしま、自然エネルギー協議会の会長県としてということなのですから、いいかなと思ったのですが、昨日、山田委員もいらっしゃっていましたが、COP26に参加された方の講演をお聞きしました。

その中で、今まで評価していた50パーセント減という数字について、日本政府が言っているのは2013年度比46パーセントということで、諸外国といろいろ基準年が違います。2013年というのは日本で一番温室効果ガスの排出が多かった年ということで、1.5度未満の気温上昇を抑えるという目的から、その数字をきちんと直したら1.5度のためには2013年度比に直せば63パーセントの削減が必要ということが世界では合意されているということです。

そういう意味から言ったら、自然エネルギー協議会の会長県の徳島は50パーセントを63パーセントにもう少し上げてほしい、上げてもいいのだという感想を持ちました。

そういった中で、数字の設定はともかく、それに向かっての政策でどういうふうにしていくかということが大事で、それがロードマップなのですから、この中で、ゼロ・エネルギー・ビルディングのことについてお聞きします。

県はZEBチームというのを作って推進していくということで、具体的にZEBチームというのが出てきたのでいいかなと思ったのですが、このZEBチームというのはどういう構成で、どういうふうにやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

県の公営の建物、音芸ホールや病院局のER棟、もくよんプロジェクトなどがあって、ちょっとゼロ・エネルギーには間に合わないようなものがある中で、今後国府支援学校なども予定されていますので、このZEBチームがそういう県の新しい施設、また改修の施設にどういうふうに入っていく、どういうふうにやっていくのかということについて、分かりましたら少し具体的にお聞きします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、ZEB化チームのことについて具体的にという御質問がございました。

ZEB化検討チームにつきましては、今後、県有施設の新しい計画が出てきたときに具体的に立ち上げるものと考えております。

ただ、想定されるのが当該施設の所管課は当然として、営繕課、それから当課を中心

に、計画の段階でその施設をZEB化していけないかということを検討していきたいと考えております。

先ほどの御質問にありました国府支援学校につきましては、新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会というのがあり、そちらで令和3年1月に既に意見書が取りまとめられておまして、その中で、支援学校でございますので開口部を広く取ったりしなければいけないということで、ZEB化はなかなか難しいというところを聞いております。

今後、県有施設の新築、改築計画に備えてZEB化検討チームの準備を進めてまいりたいと考えております。

立川委員長

午食のため、休憩いたします。(12時03分)

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時12分)

質疑はございませんか。

吉田委員

午前中の御答弁で国府支援学校のZEB化について、意見書の中に開口部を広く取らないといけないので難しいとあるとお聞きしましたけれども、まさかそれで諦めるのではないとは思いますが。

ZEB化というのは、高气密などで省エネ率を高めてエネルギーをなるべく逃さないというのと再エネを組み合わせ、トータルでエネルギーをゼロにするという意味があると思いますので、難しい部分は再エネでカバーするという方法もあると思います。

パネルをできるだけたくさん取ったり、またバイオマスの熱で温水や床暖房に利用したり、様々な再エネを採り入れる工夫によってZEB化の可能性を追求していただくところにZEB化チームの存在意義があるとも思いますので、この点について引き続き検討をお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

国府支援学校については既に実施設計の段階に入っていると伺っておりまして、そこでZEB Orientedも含めたZEBシリーズの達成は難しいと聞いているところでございます。

当課としましては、今後公共施設のZEB化に向けていろいろな課題があると思いますので、そういったところを研究してまいりたいと考えております。

吉田委員

ロードマップが作成されるという大事な10年の最初の施設、まだ用地買収も進んでいませんが、そういう施設においてZEB化がもう難しいということで、これで終わりというのはすごく失望感を覚えざるを得ません。

不可能なこともあるのかもしれないのですけれども、今後できるだけ担当チームの方に力

を入れていただいて、少しでもZEBに近づけるように、Orientedも含めてZEBの4段階全て駄目というのはちょっとどうかなと思いますので、引き続き検討のほどをよろしくお願いします。

次に、自然エネルギーの関係で水素のことについて簡単にお聞きします。

当会派の仁木議員が代表質問で、水素グリッド構想についてこのままではちょっと進捗が遅れているのではないかとということで質問したと思います。

進捗のための3要素として、一つ目に移動式水素ステーションなどの供給基地の問題、二つ目に燃料電池車やバスなどの乗り物、ビークルの問題を質問したのですが、三つ目に水素そのものの燃料の供給という問題があると思うのですが、このことについてお聞きします。

水素を作るときに温室効果ガスを出したら意味がないということは前に取り上げたのですが、グリーン水素でなければ意味がないわけで、EV車もそうでして、EV車の電源も再エネでなければ本当は意味がないんですが、徳島県の場合は地産水素があるということで非常に意味がある。

今までの水素グリッド構想など、非常にお金は掛かっていますけれども、これまでは意味のあることをされていると一定の評価はするのですが、今後の地産水素の供給量の見込みが分からないと水素グリッド構想の進捗状況は分からないのではないかと思います。

前にもお聞きしたのですが、この前の燃料電池バスの試乗の際に水素ステーションの責任者の方にお聞きしたら、はっきりしたことは分からないけれども、このまま当面は大丈夫というお答えは頂いているのですが、そこのところをはっきりさせることは非常に大事だと思いますので、分かっている範囲で簡単にお答えをお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

東亜合成徳島工場においては、苛性ソーダの生産量や水素の製造量は公表されておられません。また、苛性ソーダの製造量に左右されて水素の製造量も左右されるものと認識しております。

ただ、その副生水素をそのまま使うのではなく、精製してステーションから供給するというので、水素集中製造設備の能力といたしましては、分かりやすく重さで言いますと、1時間当たり約13.5キログラムの製造が可能でして、1日稼働したら約320キログラムの水素を製造することが可能となります。

また、水素ステーションでは1時間当たり約27キログラムの水素を充填することが可能であり、東亜合成の水素ステーションを1日8時間運用するといたしまして、飽くまでも機器の性能からの試算でございますが、フルスペックで1日当たり215キログラムの水素を充填できることとなります。

例えば、燃料電池バスですと1日約20キログラムを使いますので、10台余りの分はあるということになります。

吉田委員

今の県内の燃料電池車の台数を考慮すると、まだまだ大丈夫ということなんですけれども、需要と供給のバランスを考えながら推進していただきたいと思いますように、そのために

は上限に達したら再エネなので、まずは再エネに力を入れていただいて、水素も徐々にということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、ゲノム編集食品についてお聞ひしたいと思ひます。

ゲノム編集食品については、新しい技術で品種改良の期間も短くできるということから国民の大きな期待もありますが、その一方で安全性に対する不安も強いことは確かです。

前回もお聞ひしたのですけれども、このゲノム編集食品の開発状況について簡単に御説明をお願ひします。

都築安全衛生課長

ゲノム編集食品の開発状況についてのお問合せです。

厚生労働省に届出を行い現在販売を実施しているのは、GABAを多く含むトマト、肉厚のマダイ、成長を早めたトラフグの3種となっております。

その他、現在開発中の食品としまして、ソラニンという毒素が少ないジャガイモ、収量が多い稲、トウモロコシ、品質低下を起こしにくい小麦、大麦、共食いをしにくいサバ、それからアレルギー物質をほぼ含まない鶏卵などがあります。

吉田委員

ゲノム編集トマトの機能につきましては、本当に消費者の求めているものを開発するというところで、先ほども申しましたように意味はあることだと思ひます。

前にサナテックシード社が希望者に配布したゲノム編集トマトがあったと思うのですが、このところその苗を小学校や障がい者福祉施設に配布するということが言われているのですが、その件について埼玉県や千葉県議会で請願や意見書が出ているということを知り、その内容に目を通しました。

その中で消費者が求めていることは、簡単に言いますと表示を義務付けてほしいということで、表示の義務付けがないと有機農業の方などで交雑の心配があるということでした。また、教育と保育の現場には持ち込まないようにということで、安全性の確認と交雑防止の観点からということ、危険性の検証はしっかり行うようにということで、そういう内容の意見書や請願になっています。

この件について、難しい問題なんですけれども、国は認可の制度ではなく届出制となっておりまして、県行政は国の姿勢に準じてやるということになっているんですけれども、県として消費者の心配を払拭するためにどういうふうに取り組まれるかということについて御答弁をお願ひします。

都築安全衛生課長

ただいま、ゲノム編集食品について消費者の不安をどう取り除くかという御質問です。

まず、遺伝子を切り取るゲノム編集食品は、従来の育種法、育種技術と変わりがないとして、食品表示基準の対象外であり、吉田委員のおっしゃったとおり表示不要とされております。

今回の3種を販売されている販売者におきましては、消費者の知る権利や選ぶ権利に配慮いたしまして、ゲノム編集食品であるということを表示すると聞いております。

また、現在のところゲノム編集食品を販売するためには、厚生労働省に事前相談を行い、届出に該当する場合には事業者において実施し、その届出内容について厚労省が直ちにホームページに掲載を行っております。

一方、ゲノム編集食品は新開発食品であるにもかかわらず国の安全性審査が不要であることから、消費者の不安要素として、委員のおっしゃいましたとおり安全性はもちろんのこと、発がん性や催奇形性の中長期的なリスク、生産者や行政への信頼、それから交配等の生態系への影響などがあると聞いております。

さらに、特定遺伝子を切り取るというゲノム編集技術においての代表的な不安要素として、狙っていない遺伝情報が変化するという現象が本当に起きていないのかという疑問があります。

この編集技術そのものは、昨年ノーベル化学賞を受賞した目的遺伝子に正確に到達することができるクリスパー・キャス9という手法の確立がありまして、この技術革新によって目的以外の遺伝子を改変する、いわゆるオフターゲットと呼ばれる現象がなくなったとされています。

また、GABAを多く含むという特性のあるトマトにつきましては、現在、国に届出を行い科学的根拠に基づき表示することが可能な機能性表示食品として、品種改良を繰り返して開発されたトマトが既に市販されておりまして、ゲノム編集で開発された今回のトマトと同じ目的、性質を持ったトマトであり、そこに至る時間や労力の軽減策としてゲノム編集技術が開発されたと聞いております。

しかし、消費者の新しい開発食品に対するただいま申しました不安や疑問につきまして、今後解消していくためにはこのような情報提供を適切に行った上で、消費者に正しい理解を粘り強く深めてもらう必要があると考えております。

そこで、当課で年間20回程度実施しております学生向けの食品表示ゼミナール、大学校と連携した講座、また子育て世代向けの出前講座などにおいて、今後の新たなテーマとしてゲノム編集食品というものを取り上げ話題提供を行うとともに、消費者の疑問点につきまして、まずはしっかりと聞き取り、共に考え、確定要素については丁寧に答えるなど、相互理解を促進するリスクコミュニケーションを活用し、消費者の不安要素の把握と払拭を積極的に実施してまいりたいと考えております。

立川委員長

時間です。まとめてください。

吉田委員

消費者の不安要素を取り除くために窓口になっていただいて、リスクコミュニケーションを深めるという御答弁は有り難いと思います。

先ほどおっしゃったクリスパー・キャス9のオフターゲットを防ぐということについては様々な論文があり、昨夜いろいろ読んでいたら完全に防げていないということを書いてあったので、そういうふうに調べられる方の不安はだんだん深まっていくと思います。それも含めて、今、御答弁を頂いたようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

山田委員

私からも数点お聞きしたいと思います。

まず、今、吉田委員からも話があった県版・脱炭素ロードマップについて聞きたいんですけども、その前提としてCOP26で日本は化石賞を受賞するなど、気候変動対策に後ろ向きな姿勢というのが世界から厳しく批判されております。

県としてもこの気候危機問題には強い危機感を持っているということで、今回このロードマップが出されたわけですけども、まずこのCOP26を県としてどのように評価、受け止めておるのかという点について、端的に結構ですでお聞きします。

それと、ロードマップについては、今、全国各地でいろいろやっているのですが、まだまだ非常に少ないと聞いているのですけれども、ロードマップに着手しているような都道府県がどれぐらいあるのかについても、分かっていたら併せてお答えください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、COP26の評価等について御質問いただきました。

COP26は、10月31日から11月13日にかけて英国のグラスゴーで開かれまして、成果文書としてグラスゴー気候合意を採択して閉幕しております。

合意文書の主な内容といたしましては、気温上昇を1.5度に抑える努力を追求する。必要に応じて2022年末までに2030年の削減目標を再検討する。排出削減対策のとられてない石炭火力の段階的削減への努力。また、先進国から途上国に年1,000億ドルを支援する。2020年までの目標の未達成には深い遺憾を表し、速やかに達成をといたあたりを成果文書に盛り込んでおります。

また、この場で、IPCCによると、パリ協定の1.5度目標について、1.5度に抑えるには、先ほど吉田委員からもありましたが、2030年度時点で2010年度比45パーセント削減が必要ということで、世界の現状の取組では13.7パーセント増えてしまうというようなことも言われております。

ただ、今回の合意文書で、1.5度を重視して世界全体が排出減に向けた取組を進めることを確認したという点では重要な進展だったと考えております。

また、他県でのロードマップの取組状況ですが、全県的には把握できていないところもあるのですけれども、これはうろ覚えで申し訳ないのですが、名前はロードマップではないのですけれども、高知県で新たな計画を策定しているということはお伺いしています。

山田委員

私も高知の内容については少し見たのですけれども、そういうことに基づいて聞きたいと思うのですが、さっき言った1.5度に抑えるということになったら大きく社会システムを変えないといけないのですね。

そういう面言えば、先ほどの国府支援学校の問題というのは非常に大きな問題で、恐らく文教厚生委員会の中でも議論されているように思うんですけども、これはやはりそのままゴーというわけにはいかない。本当に全ての部分で大きく社会変革しないといけない。社会システムを変えないと、1.5度なんていうのは言うだけでは絶対できません。

それぐらいの決意を県が持っていなかったら、やはり民間や個人も含めてそういうふう

にならないということを強く言っておきたいと思えます。

その上で、各論でも少し聞きたいんですけども、高知県も含めて、電気代や化石燃料として現在どれだけの金額が県外、あるいは国外に流出していると想定しているかということについて、香川県議会や高知県議会でも既に議論になっております。

徳島県においては、環境省の分析データに基づいて把握できていたら教えてほしいと思えます。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、地域のエネルギー収支といったことについて御質問いただきました。

環境省のほうで地域経済循環分析ツールというものがございまして、各市町村ごとに一定のデータを入力しますと、その市町村のエネルギー収支、また経済の波及効果も出るというようなシステムがあります。

実は、それを当課でもダウンロードして各市町村のデータを入力したところなのですが、そのソフトが非常に重く、かなり高性能のパソコンでないと出ないということで、私どもの行政パソコンでは一晩掛けても出ないような状況でございました。

ただ、個別の数字は出されていないのですが、環境省のほうで日本地図全体を色塗りしたものがございまして、それによりますと、本県の場合は阿南市と那賀町がエネルギー収支は黒字で、残りは赤字となっております。

その理由として、両市町の発電所、那賀町には那賀川水系の水力発電所、阿南市には四国電力やJ-POWERの火力発電所があり、黒字になっているものと思われま。

また、どこかでもう少し高性能のパソコンに入力して、出してみたいと思えます。

山田委員

非常に率直な何とも言えない答弁で、どうフォローしていいのかという面はあるんですけども、例えば香川県では、県外、国外に2,145億円の流出があり、電気料金としては385億円という数字が委員会でも既に報告されております。高知県でも942億円、そして電気関係では83億円、石油石炭関係は955億円という数字が本会議で発言されています。

こういうことから見たら、これは杉山課長を責めるつもりは全くないのだけれども、県として、パソコンがほかの県よりも追いついていないということについては、やはり改善が必要だと思えます。

これはちょっと笑いごとでないような問題になってくるし、ほかの県ではできているのだからということだと思えるんですけども、山根副部長、一言だけどうですか。

杉山グリーン社会推進課長

香川県に問い合わせたところ、香川県でも行政パソコンでは無理ということで、庁内にあるスペックの高いパソコンを使って出したということでもございました。決して、本県の行政パソコンが他県と比べて劣っているものではないと認識しております。

山田委員

杉山課長から答弁があったのだけれども、では速やかにしてもらって、その結果をまた

私のほうにも御報告を頂けたらと思いますので、一つよろしくお願いします。

次に、県版・脱炭素ロードマップについて、再エネ普及で取り組むということで目標も書かれています。

再エネや省エネを含めて見たら、当然、雇用増や地域経済への振興、GDP換算でも結構ですけども、そういうことが各県でいろいろ討議され、ある研究団体によるとこの取組をやれば200万人以上の新たな雇用、現在20万人いるのがそれよりはるかに多くなるし、GDP効果も非常に高くなる。

このロードマップ、また脱炭素ということになったら何となく重い、暗いという格好になるけれども、そうではなく、徳島県の地域にとっても非常に重要な取組になるというふうに言われているのですが、この県版ロードマップの計画等々を実践した場合に、雇用増や地域振興の増大についてはどういうふうな見通しがあるのか、ないのか、又はこれから検討するのかという点についてもお伺いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、再エネ導入による地域への経済効果について御質問を頂きました。

地方は再エネのポテンシャルが非常に高いということは御承知のとおりでありまして、第6次エネルギー基本計画における電源構成としても再エネ電力が36から38パーセントとなりました。

この目標を日本全体で達成するためには、再エネポテンシャルが豊富な地方において更に上積みが必要であると認識しております。

現在、地域で利用するエネルギーの大半は輸入されている化石燃料に依存しておりますが、こうした中、地域の企業や地方自治体を中心になって地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネのポテンシャルを有効利用することは地域の経済収支の改善につながるものと考えております。

先ほどの環境省の地域経済循環分析ツールでも、経済波及効果がどのくらいあるかというのも試算できるようになっておりますので、そこもまた試算してみたいと考えておるところです。

山田委員

分析ツールでこの部分も出てくるということで、私が徳島県で幾らかと聞いたのは、聞くことにも意味があるのですけれども、やはり県民に見える化して知らせるというのが非常に重要な取組になるので、さっき言った結果も踏まえて、しっかり県民に見える化することを担当課として、また部局として進めていってほしいと要望しておきます。

次に、RE100について、極端に言ったら超大企業は100パーセントのという格好でRE100に既に取り組んでいます。

徳島県にも大企業があるのですが、このRE100の状況、またRE100まではいかないけれども、SBTやTCFDというのがあると思うのですが、県内の状況と今後の取組についてどういう状況なのかをお伺いします。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、県内企業のRE100等への取組について御質問を頂きました。

まず、RE100とはというところから御説明させていただきますと、世界で影響力のある企業が自らの事業の使用電力を100パーセント再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアチブでございまして、令和3年12月現在で日本企業62社が参画しております。

参加要件といたしまして、消費電力量が年間100ギガワットアワー以上であったりという要件もございまして、かなり大きな企業でないと参加できないというところがございます。

県内企業におきましては、大塚ホールディングスが大塚製薬と大鵬薬品においてCO₂削減目標を掲げておりまして、RE100ではなくSBTの認証を取得しております。

SBTと申しますのは、サイエンス・ベースド・ターゲットの略で、企業が設定したパリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス削減目標のことでございまして、こちらは令和3年11月24日現在で日本企業139社が参加しており、このSBTの認定を取得しております。

それと、大塚グループは国内の全8工場において再エネ由来のCO₂フリー電力を導入していたり、あるいは大塚グループ5社の全オフィス部門においてグリーン電力証書を活用し、年間使用電力の全てをグリーン電力に切り替えていたり、また自家消費型太陽光発電設備の導入もしております。

次に、阿波銀行におきまして、本店営業部で使用する電力として、四国電力が本県企業局と組んで提供する100パーセント再生可能エネルギープランを導入しております。

また、株式会社ジェイテクトにおきまして、グループ全体で2040年カーボンニュートラル達成を掲げて、CO₂の削減に取り組んでおるところでございます。

主なところは以上でございます。

山田委員

よく分かりました。

恐らく、この流れが世界の流れ、また日本の流れになっていくと思いますので、更に頑張ってもらわないといけないのですけれども、同時にこの産業部門の中でも徳島県は99.9パーセントが中小企業です。

中小企業での省エネや再エネを進めるというのは非常に大きな課題になる。県のロードマップに出された目標達成の上でも非常に重要な状況になると思うのですけれども、その支援策について、既にあるものもあるのですけれども、今後どのように支援策を拡充するのかお聞かせください。

そして、もし分かるのだったら、産業部門でこれぐらいのところでは省エネ、あるいは再エネを実現したいという目標等々もあれば教えてください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、中小企業の脱炭素化への支援について御質問を頂きました。

まず、現在行われておりますのが、商工労働観光部において、省エネ診断による使用エネルギーの削減に加え再エネ提案を組み合わせた省エネ最適化診断の普及と受信、中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブックによる先進事例の紹介、それから、とくしま経

営塾平成成長久館による脱炭素社会実現のビジネスセミナーなどを実施しております。

また、グリーン社会推進課におきましても、太陽光発電や風力発電などに対する補助制度や貸付制度、ビジネスチャレンジメッセ出展への支援、また、地域における環境と経済の好循環を生み出して地元中小企業をはじめ、多様な事業主体が自然エネルギーの導入拡大に取り組んでいくための講座である、とくしま自然エネルギービジネスマイスター講座の開催といったことも実施しております。

また、今後につきましては、徳島版E S G地域金融活用協議会というのを令和2年に立ち上げており、この協議会を活用しまして、国の補助制度を活用した利子補給であったり、中小企業の展示会への出展支援、E S Gに関するセミナーや勉強会の開催、あるいはこのメンバーの金融機関による融資と県の補助制度を組み合わせた小水力発電の設置が今年度1件実現しているのですが、こういう取組を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

これについてもいろんな角度で更に質問していきたくたのですが、時間の関係がありますので次に進めたいと思います。

次に、産業部門に対して家庭部門です。

その分野でまず一つは、今の県内の普通の住宅、民間の1戸建てに対する太陽光発電設備の導入状況について、高知県ではプログラムの中で2020年度末で9.1パーセントと書かれているのですが、徳島県はどうなっているのかということについて、今後の更なる導入促進が求められるということで、前の委員会の時にもZ E H等の関係で少し議論なつたのですけれども、やはり1戸建てでもまだまだ低いということだから、そこでの普及と同時にZ E Hでの新しい分も必要になってくる。

2030年に新築1戸建ての住宅の6割で太陽光発電を導入するという方向も示されているということもあるのですが、新築はもちろんそういうふうな格好でしていっていただければいけないのですけれども、そういうことに向けた導入促進に向けた支援策についても本当に待たなしの取組だと思っておりますけれども、これはどういうふうに思いますか。どういう取組ですか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、家庭用の太陽光発電について御質問を頂きました。

まず、県内の設置件数でございますが、F I T制度で認定された設備についてのみしか把握できておらず、これが全部家庭用とは限らないのですが、おおよその目安として言いますと、うち10キロワット未満では2020年度で9,787件となっております。これが何割かというのは出せてないのですけれども、件数としてはそのようになってございます。

今後の住宅用太陽光発電への支援ということですが、新築のZ E Hについては引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、既設住宅への導入支援といたしまして、ロードマップでもP P A、いわゆる屋根貸しを活用した初期投資ゼロで設置できるようなビジネスモデルを作り、県でもそういう業者の登録制度を作り、なおかつ県有施設でもそのやり方で率先導入してということで、県民の方にも普及していきたくと思っております。

もう一つが共同購入ということで、太陽光発電設備を付けたいという方を募りまして、一括購入することでコストを抑えるという制度も導入したいと考えております。

山田委員

これも引き続き見ていきたいと思えます。

そして、県のロードマップ案では市町村との取組ということで、この温暖化対策実行計画の現在の市町村数について、名前は結構ですからお聞かせください。

そして、2025年度までにこの実行計画を県内全市町村で策定するというふうに書いていますけれども、恐らく7自治体が既に設置されていて実行計画を持っていると思えますが、計画策定のめどが立っていない自治体と立っている自治体も併せて現状を報告いただけますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、市町村のいわゆる実行計画について御質問を頂きました。

実行計画には2種類ございまして、事務事業編と区域施策編があります。

事務事業編は自治体自らの取組で、県で言いますとエコオフィスとくしま・県率先行動計画に当たります。

もう一つの区域施策編というのが、民間も含めた自治体区域全体の総合的な計画、徳島県気候変動対策推進計画(緩和編)でございまして、こちらのほうで温室効果ガス削減目標などといったものを定めております。この区域施策編を定めている自治体は現在八つでございまして。

山田委員

8自治体ということで、これも引き続き聞いていきたいと思えます。

その上で、杉山課長の答弁の最後にも、8自治体で既に完備されていて、これからは2025年度までには全部の市町村で完備されようとしているということと、さっき吉田委員に対してポジティブゾーニングが来年度以降ということだったのですけれども、この市町村とポジティブゾーニングの関係を端的に答えていただきたいのが1点あります。

それと、私自身は今回のグリーン社会推進本部に特に若者を委員として加えて、これはほかの県でも既に始まっていて、若者の声をしっかり反映させていこうという動きもありますので、徳島県でもそういうことを検討されたらどうかと思うのですが、この点はいかかでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、2点ほど御質問を頂きました。

1点目、市町村とポジティブゾーニングの関わりということでございますが、ポジティブゾーニングが積極的に自然エネルギーを誘致する区域でございます。

当然、先ほど言った規制面をのけて、更に自然的な条件や電力系統などもございますが、何より市町村の意向が反映されたものでなければならぬと考えておりますし、地球温暖化対策推進法でもそういうふうな規定になっておるところでございます。

次に、若者の取り込みが必要ではないかという御質問だったかと思えます。

本ロードマップにおきましては、重点施策としてカーボンニュートラルを担う人材育成も盛り込んでおります。

現在実施しております学生地球温暖化防止活動推進員スキルアップ事業、県職員を大学等に派遣をして実施する環境講座、先ほども言いました徳島自然エネルギービジネスマイスター講座、また気候変動適応推進員スキルアップ研修などの取組を実施しており、こういった取組を今後拡充してまいりたいと考えております。

あわせて、重点施策として循環経済への移行も盛り込んでおりまして、小中学校や児童館、また放課後児童クラブの児童生徒を対象としたデジタル学習教材を用いた環境教育や普及啓発、こども環境白書による普及啓発などの取組も積極的に推進してまいりたいと考えております。

山田委員

時間の関係で最後に1点だけ別の問題で、徳島県の消費者基本計画について、さっき寺井委員から出た関連なのですけれども、マンパワーの問題を特に取り上げたいと思ひまして、2021年度の地方消費者行政現況調査結果というのが10月に消費者庁から公表されております。

核となる消費者相談員がいない市町村が増えているという状況であったわけです。

本県ではそういう状況はないと思うのですが、しかし本県の状況は、令和2年度時点で消費者相談員が二人減少、令和3年度も一人減少という状況となっております。これはどういうふうなことかというのが1点あります。

それから、事務職員も令和3年4月時点で3人の減少という状況になっております。これもどういうことかなと思ひますので、この現況調査の結果を県としてどう受け止めているのかということもお聞かせください。

また、最後の質問で、一人当たりの相談件数の割合が全国的に見ても徳島県は非常に少ないということで、これは良いことかも分からないのですが、しかし以前から比べたら相談件数が大幅に減っているようにも思ひますので、ここらについての現状等と改善があったら御答弁を頂いて、質問を終わります。

熊尾消費者政策課長

ただいま山田委員から、県内の消費生活相談員の数が減っているということで御質問を頂いたところでございます。

確かに委員のおっしゃるとおり、消費者庁が発表しております地方消費者行政の現況による調査の数字を見ますと、平成31年42名、令和2年40名、令和3年39名と減っている状況にありますけれども、これについては各市町村の諸事情があると考えているところでございます。

ただ、例えば市町村の消費生活センターの相談員が不足するというようなケースがあった場合につきましては、当然ながら我々の相談体制を維持しつつということなのですが、県の消費者情報センターから市町村のセンターのほうへ応援派遣という形で職員を派遣して支援するというところでございます。

また、県内の相談員数は、年によって増減があったところでございますけれども、現在40名程度で推移しておるところでございます。現在のところ、各市町村が必要とする相談員については確保されているのではないかと考えておるところでございます。

それと、相談件数のお話でございます。

相談件数につきましては、ピークでございました平成16年度には1万2,000件程度の相談が寄せられたところがございますけれども、過去10年程度で見ますと2,600件から3,000件程度で推移しているところがございます。

委員おっしゃいましたように件数自体は減っている状況でございますが、恐らく要因は一つではないと考えておりますけれども、その中でも我々が積極的に取り組んでおります啓発活動の成果も表れているのではないかと考えているところがございます。

山西副委員長

私からは、大きく2点だけお尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、本会議でもお尋ねいたしました災害廃棄物の処理対策についてお伺いします。

先般の一般質問で、この災害廃棄物の処理に今後どのように取り組んでいくのかと御質問させていただいて、知事から、今年度中に災害廃棄物対策検討プロジェクトチームを設置するという御答弁を頂いたところがございます。

災害廃棄物の処理対策については、なかなか課題も多くて、全国の自治体でも積極的な取組が余り見られない中で、本県においては踏み込んで御答弁を頂き、その姿勢に対しては評価をしたいと思っています。

ただ、やはり課題は多いのですが、いざ発災したら、事前に備え準備をしておかないと県民生活に大変大きな影響を与えるという意味では、避けて通れない大変重要な課題だと認識しております。

そこで、まずお尋ねしたいのは、このプロジェクトチーム、PTでどういうことを検討していくのか、具体的にその概要を御説明いただきたいと思います。

原環境指導課長

ただいま山西副委員長から、災害廃棄物対策のプロジェクトチームの具体的な概要ということで御質問を頂きました。

大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、平時の収集運搬体制や既存施設での対応では処理が追いつかず、道路などに廃棄物が集積され、復旧、復興に支障が生じるなど、過去の災害においても仮置場の速やかな設置が大きな課題となっております。

大量の廃棄物が発生した際には、速やかに仮置場を設置し一時的に廃棄物を仮置きして、官民の既存施設での処理を実施していくこととなりますが、その場合、まずは県内施設での処理、次に県外の施設での広域処理、それでも処理しきれない場合には仮処理施設を設置して処理を行う必要がございます。

このようなことから、大量の災害廃棄物の処理に不可欠な仮置場や仮設処理施設を速やかに設置するためには、処理主体となる市町村において事前に設置や管理運営についてのルールなどを決めておくことによりまして、迅速かつ円滑な処理へとつなげることが重要

であると考えております。

そこで、来る12月24日に県、市町村、徳島県産業資源循環協会などで構成いたします災害廃棄物対策検討プロジェクトチームを立ち上げ、仮置場と仮設処理施設の設置について検討を行い、最新の事例や知見を踏まえまして、今年度改定する徳島県災害廃棄物処理計画に反映してまいります。

山西副委員長

災害廃棄物の円滑な処理を行うためには、先ほど課長から御答弁いただいたように仮置場の速やかな設置が極めて重要であると思ひまして、このPTで検討した内容をどのように計画へと反映させていくのか、その方針について御説明いただきたいと思ひます。

原環境指導課長

プロジェクトチームで検討した内容の計画への反映について御質問を頂きました。

南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震をはじめとする大規模自然災害時におきましては、速やかな仮置場の設置など、迅速な初動対応が極めて重要でございます。

そこで、この度、徳島県災害廃棄物処理計画の改定版におきましては、災害発生前の平時、初動対応準備期、それから災害発生後の応急対応期、復旧・復興期の四つのステージに分類しまして、それぞれのステージで必要とされる対応を具体化し、特に初動対応準備期においては、災害規模に応じた仮置場の絞り込み、収集運搬ルートの手前の確認など、仮置場の速やかな設置に向けた具体的な内容を盛り込んでまいりたいと考えております。

また、初動対応の強化を図るために収集分別方法、それから仮置場周辺の住民への事前周知など、平時からの啓発、広報を充実するとともに、環境省主催の災害廃棄物対策四国ブロック協議会との連携や国の災害廃棄物処理支援ネットワークによる速やかな現地支援など、国や近隣府県、それから関係団体との連携強化といった視点を計画に取り入れてまいります。

今後、県といたしましては、災害廃棄物処理計画の改定を契機に、豪雨災害等への初動対応を更に強化いたしまして、大規模自然災害からの早期の復旧、復興につながりますよう災害廃棄物処理対策にしっかりと取り組んでまいります。

山西副委員長

よく分かりました。

来週初めて訓練をされるということも伺っておりまして、大変心強いと思っております。

被災後、速やかな復旧、復興を進めるためには、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理が極めて重要でありまして、PTによる事前検討を十分に行って、市町村災害廃棄物処理計画の羅針盤となる県の計画がより実践的なものになるように、しっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

もう1点ですが、和歌山県での案件でございますけれども、10月3日に紀の川に架かる水管橋で上水道の管が破損いたしました。市内北部約6万世帯で断水になるなど、市民生活にも大変大きな影響を与えたところであります。

水道事業については基本的に市町村の事務でございますけれども、一方で、総務省は平

成28年に公営企業の経営戦略策定を求めておりました、ガイドラインの中でも都道府県の役割というのが明記されていて、市町村が行う経営戦略の策定の支援だったり、知見を持った専門家の確保、あっせん、派遣を求めております。

そういうことを踏まえて県にお尋ねしたいと思いますが、県内の市町村が管理する水道管についてですけれども、水管橋の総数はどれぐらいあるのかお尋ねいたします。

都築安全衛生課長

今回の事故を受けまして、県から直ちに安全管理の徹底について県内水道事業者へ通知を行い、併せて県内水管橋の把握のために調査を行ったところであります。

委員おっしゃるとおり、今回の和歌山県の水管橋事故では、浄水場と配水場を結ぶ割と大きな配管の送水管で発生したことにより長期間の断水につながったと聞いておりますので、送水管の状況で説明いたしますと、県内に42本の送水管、水管橋がございます。

山西副委員長

そのうち設置から40年以上経過した古い管というのは大体どれぐらいあるのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思っております。

都築安全衛生課長

まず、耐用年数のお話をさせていただきます。

通常、維持補修を行う場合に、その減価償却資産の本来の用途で予定される効果を上げることができる年数のことでありまして、水道用構築物の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第2号により定められており、委員おっしゃるとおり配水管につきましては40年と定められております。

先ほど申しました42本の送水管、水管橋のうち、耐用年数40年を超過しているものは11本確認されております。

山西副委員長

今、11本あるということですか。

日本全体も同じですし徳島県もそうですが、やはり水道管の老朽化というのは全国的な課題でありまして、先ほど11本あるという御答弁を頂きましたけれども、多分そういう状況だろうと理解いたします。

そこで、点検を市町村それぞれでやっていらっしゃると思うのですが、その方法、あるいは頻度といったあたりについてどういうふうに行っているのか、把握されている範囲でお答えください。

都築安全衛生課長

まず、今回の事故を受けまして、県内水道事業者において全ての水管橋について緊急点検を実施しております。

今のところ、和歌山の事故で原因とされているのは水道管本管ではなく、それをつついていた補剛、つついていた部分のさびなどの腐食ということが言われていますが、その部分を

含めて異常は発見されておりません。

このことは、今まで水道事業者において適切な定期点検を実施し、必要な補修、修繕がきっちり行われてきた結果と推察しているところではありますが、耐用年数を過ぎたからその資産が直ちに使用不可というわけではなく、使用環境や維持管理の状況により建造物の寿命というのは決まってきます。

今後も設置年数に応じた頻度で、それぞれの市町村によって年数が違いますので、当然、耐用年数を超えているものは定期点検の間隔は短くなりますし、設置して間がない頃ですと2年に1回や5年に1回ということもあると思いますので、それに応じた頻度の定期的な点検の実施状況も把握しながら、適切な維持管理が行われるよう水道事業者に対して助言を行ってまいりたいと考えております。

山西副委員長

水道事業についてお尋ねしますが、総務省が求める公営企業経営戦略の県内の市町村における策定状況について、もし分かったらどれぐらいか、全ての市町村が策定されているのかどうかお伺いいたします。

都築安全衛生課長

すいません。手持ち資料がございませんので、また後でお伝えいたします。

山西副委員長

最後に、恐らくまた国の方針も出てくるかも知れませんが、今後、県として市町村と連携して対策といいますか、水管橋の管理、水道管全体の管理も含めてですけれども、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

都築安全衛生課長

まず、水管橋につきましては、和歌山の事故を受けて全国的な調査が行われており、そのことにつきましては、今後厚生労働省が取りまとめて公表すると聞いております。

また、厚生労働省の様々な交付金メニューの中で、河川などをまたいで水を送る水管橋のうち先ほどの耐用年数を超えて40年を経過した橋を対象に、補強や改築、更新に係る経費を3分の1ですが補助する方針が10月27日に示されております。

ただし、補助対象につきましては、壊れた場合に他のルートで住民に水を供給できなくなる水管橋などに限られていますので、いわゆる相互連絡管やループ管が付いている場合は補助対象とはならないのですが、このような新たなメニューができたことから、県内水道事業者に対して採択できるか、3分の2は市町村で見なければなりませんので、なかなかすぐという話ではないのですが、こういう新たな情報も適切に提供しながら、県のほうが主導権を持って市町村に適切に助言してまいりたいと考えております。

山西副委員長

よく分かりました。

やはり県民生活に非常に身近な問題でございますので、県がリーダーシップを発揮して

いただいて、事故が起こらないように、できるだけ水道管の長寿命化を図れるように取り組んでいただきたいと思います。

立川委員長

私から成年年齢引下げに向けた対策について、お伺いさせていただきます。

先日の一般質問で、山西副委員長からも質問があったところでありまして重ねてになるのですが、いよいよ明けて来年の4月1日から、約140年ぶりといわれる民法改正によりまして、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。

この引下げにより、新成人となる皆様の契約をはじめ自己決定権が尊重されることとなる一方で、未成年者取消権が行使できなくなり、消費者トラブルの拡大が懸念されております。

私の地元でも多くの若者が当事者となってきますが、恐らく皆さんの身近にも同様に対象となる若者がいらっしやると思います。

この成年年齢引下げは決して人ごとではなくて、若者自身が自分のこととして捉えて成年の権利と責任をしっかりと理解した上で、大人となる18歳を迎えることが大変重要であります。

若者目線に立った周知啓発が必要だと思っておりますが、県においてはこれまでどのように取り組んできたのか、改めてお聞かせください。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

本県では、これまで消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を利用した事業を県内全ての高校で実施するなど、若年者への消費者教育を全国に先駆けて進めてまいりました。

今年度は、来年4月からの成年年齢引下げに向けた極めて重要な年度であると考えておりますので、新たに成人となる若者の消費者被害の未然防止を図る取組を加速する必要があると考えております。

周知啓発に当たりましては、先ほど委員長のおっしゃった若者目線が重要であると考えております。

これまで、若者に自分のこととして考えていただくよう同世代の徳島県で活躍する若者を起用した啓発ポスター、チラシを県内の高校や大学等、約120か所に配布するとともに、若者がよく目にしておりますフリーペーパー、あわわfreeに啓発記事を掲載するなどの情報発信を行ってまいりました。

また、先月27日には、県消費者情報センターのリニューアルオープンに併せて、若者が気軽に消費者被害を相談できるように、若年者層の主要なコミュニケーションツールであるLINEを活用いたしました消費生活相談を全国で初めて県の事業としてスタートしたところでございます。

立川委員長

ありがとうございます。

先日の県消費者センターのリニューアルオープンに私も参加させていただいたのです

が、これまで県においては若者目線での広報や、若者が利用しやすい消費生活相談ツールとしてLINEによる相談というのを全国で初めて開設され、意欲的に取り組んでいただいていることは評価したいと思います。

4月1日まで残り4か月ほどになりましたが、これからが正に正念場だと思っています。今後の取組の中にも、是非若者の視点を取り入れていただきたいと思いますと思うのですが、具体的にどのようにされていくのか教えてください。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

今後の工夫について御質問を頂きました。

今後の取組についてですが、今年度、若年者の消費者被害防止をテーマとした動画を全国から公募いたしまして、当事者となる県内の高校生や大学、専門学校の学生から応募を頂き、先月に審査委員会を開催し、最優秀作品を決定したところでございます。

最優秀作品については、今月下旬から県内の映画館の幕あいで上映を開始いたしまして、冬休み期間に2週間、また春休み期間にも2週間上映することとしております。

また、この度、多くの若者から応募いただいた優秀作品を含む約30作品につきましては、同じ若者に興味や関心を持って、できるだけ多くの皆様に見てもらえるような工夫をしながら、県のホームページやSNSを活用して発信してまいりたいと考えております。

さらに、令和4年5月の消費者月間の統一テーマが「考えよう！大人になるとできること、気を付けること」となっておりますので、これを折り込みながら4月を挟む3月から5月にかけて、県の消費者情報センターに新たに設置した啓発情報コーナーにおきまして、成年年齢引下げによる若者の消費者被害防止をテーマといたしました企画展示を実施する予定としておりますが、若者の意見を取り入れながら展示に工夫をしてまいりたいと考えております。

立川委員長

様々な取組をしていただけるということで、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

私にも来年18歳になる甥っ子^{おい}がおりまして、現在高校2年生なんですが、この制度改正により18歳からいきなり成年です、大人ですと言われても、18歳というのはまだまだ知識も経験も判断力も未熟な部分がございます。

先ほども申し上げたのですが、この未成年者の取消権が行使できなくなり、法律による保護がなくなったばかりの18歳が悪質商法のターゲットになるのではないかと。また、最近では、スマホやSNSの情報をきっかけに若者がトラブルに巻き込まれるというケースも多発していると聞いております。

新たに成人となる若者の消費者被害を防ぐとともに、日本の明るい将来に向けて、18歳や19歳の若者の新たな自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すために、県教育委員会や大学、また消費者庁新未来創造戦略本部などとも連携していただいて、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますということをお願いいたしまして、私からは終わりたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

ワクチン・検査パッケージのことからお尋ねします。

6月議会の時、7月1日のこの委員会の質疑の中で同じような提案をしておりましたけれど、その際の課長の答弁はやや時期尚早だということでしたが、9月3日になって政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長が政府に提言なさって検討が始まり、11月6日の分科会ではワクチン・検査パッケージ制度の要綱案が示されて、了承されたという流れになっております。

その要綱を見ますと、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの下においても、感染リスクを低減させるというようなことが言われているわけで、そのことによって規制を緩和することができるという説明をされているわけです。

同時に、この要綱の中に、政府及び都道府県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは原則として自由であり、特段の制限を設けない。店舗への入店や会場への入場に当たってワクチン接種歴や検査結果の提示を求めることも考えられるというようなことが言われております。

つまり、民間事業者が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が行われていないときでも、今の徳島がそうですけれど、ワクチン・検査パッケージを利用するのは自由だということでありました。

正に6月議会で提案していたことがようやく実現しそうだということで、その後、県としても、ワクチン・検査パッケージの活用に向けていろいろな取組をされたと思います。

この委員会の資料にも出ていますので改めて尋ねませんが、このとき、パッケージのうち抗原検査については助成してあげないといけないということを私は提案しておりました。

今議会の本会議での寺井委員の質問に対して、県薬剤師会と連携して、健康上の理由などでワクチンを接種できない方が、身近な薬局において予約不要、無料で抗原定性検査を受けられる体制の構築に向けて、早急に検討を進めるという御答弁がありました。

有り難い質問であり御答弁だったと思いますが、健康上の理由だけではなく、ワクチンが信用できないから受けないという人もいます。

そういう人も含めて、希望によって抗原定性検査が受けられる。そして、例えば飲食店や観光施設等、ワクチン・検査パッケージの仕組みを導入している施設をお客さんが利用

しようと考えたときに、もしまだ接種が済んでいなかったら、当日に近くの薬局で10分ほどの抗原定性検査を無料で受けて、その結果を持っていけば施設の利用ができるということになるわけです。

安心して利用できる飲食店や宿泊施設、観光施設をほかの地域に先んじて作っていくということは、疲弊している県内業者にとって重要だと思います。

是非とも早急に具体化して制度として運用していただきたいと思うのですが、いかがですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、ワクチン・検査パッケージについて御質問を頂きました。

扶川議員のおっしゃるとおり、11月19日に政府対策本部会議において、このワクチン・検査パッケージの制度要綱が決定されておりまして、それを受けて、国の制度としては既に始まっているところであり、その要綱の中で、先ほど扶川議員のおっしゃいました民間事業者等がワクチンの接種歴、あるいは検査結果等の提示を求めることは自由ということになっております。

したがいまして、全国各地で、例えばワクチン接種歴を提示したお客さんに割引サービス、あるいはクーポンを出すなどといったサービスはやられていると思いますし、また県内でもそういったことを既にやっている業者もあろうかと思えます。

そういった業者の取組について、できるだけ利用していただける環境づくりをしていくことが重要であると考えており、今後、この制度の内容の周知を関係部局とも連携して進めるとともに、先ほどおっしゃいました12月1日の寺井委員からの代表質問の際の知事答弁にありましたように、薬局で抗原定性検査を無料で提供できるような仕組みづくりについて、現在、担当部局のほうで準備を進めているところがございますので、そういったことも併せて、民間の自由な取組をしていただきながら、ワクチン・検査パッケージ制度が普及、定着していくように努めてまいりたいと考えております。

扶川議員

こういう制度を導入する事業者には利用者に対する一定のインセンティブを与える努力をした場合、県や自治体が助成するということがあつていいと思うんです。あるいは既に高知とかではそんなのがありますけれど、一定の表示をして、安心して飲んで使っただけの店であるとか、制度だということを知っていただく仕組みが求められると思うんです。その点もこれからしっかり検討していただきたいのです。

先日、社交飲食生活衛生同業組合では接種済証を提示したドリンクラリーをやりました。例えば、そんな取組に対して行政がサポートするなど、いろんなアイデアがあると思うのですが、是非検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、ワクチン・検査パッケージ制度を導入した事業者に対する支援をするべきという御質問を頂きました。

今、議員から言及いただきました徳島県社交飲食生活衛生同業組合が実施されたドリン

クラーリにおいて実証実験を実施した際、ワクチンの接種履歴を見せていただいたお客様に対して、参加料2,000円から500円をキャッシュバックするという取組もしてはいたのですが、これについては、当然、主催者である同業組合が自らの事業費の中でやったものでありまして、ここに公費は入っていないところでございます。

このワクチン・検査パッケージについては、利用できる業態、利用することが困難な業態もありますので、そういったことも含めまして、先ほど申しましたことの繰り返しになるのですが、まずはこの制度を利用できる環境づくりを先にやらせていただいて、普及状況を見ながら今後の取組について考えてまいりたいと思います。

今回の国の経済対策の中でも景気浮揚につながるようないろんな対策が盛り込まれておりますし、そういった業の支援というのは商工労働観光部の経済対策のほうで見ていただいて、ワクチン・検査パッケージとしては制度の円滑な施行に向けた環境づくりという形でサポートしてまいりたいと今は考えております。

扶川議員

是非、進めていただきたいと思います。商工労働観光部のほうでもまた議論していきたいと思えます。

今日説明された資料の中で幾つかお尋ねしたいことがあるのですが、時間がありませんので端的にお尋ねします。

水素の話が議論されました。私もバスの試乗で行ってまいりました。

その時に、突撃取材で現地の東亜合成の職員の話を聞きました。東亜合成では水素をどうやって作っているのですか、エネルギー源は何ですかと聞くと、四国電力ということでした。

四国電力のエネルギーの構成が自然由来のものと、火電、石油、原子力というものがあるわけで、それを考えると必ずしもグリーンな水素ではないのです。こうした状況では、幾ら水素バス、水素自動車が普及していたところでCO₂削減にはなりません。

まずは、水素の生成の技術、あるいは生成の過程で生じる二酸化炭素を封じ込める技術や回収する技術というものが先行していかないとCO₂削減には役に立たないのです。

そのあたりを踏まえて情報収集して、例えば企業局では水力で発電しているわけですから、それから作ったものだったら100パーセントグリーンですね。いろんなことを考えていく必要があります。そのあたりをどうお考えですか。

杉山グリーン社会推進課長

この11月18日から、東亜合成徳島工場において東亜合成水素ステーションが稼働を開始しております。

そこで、当の水素は苛性ソーダ生成時に副次的に作成されるもので、全部が全部ではないのですが、破棄されていた水素を有効活用するというもので、水素を製造するために特別にCO₂を排出しているわけではございません。この点では有意義なものであるかと考えております。

その上で、扶川議員おっしゃるような電気分解に係る電気を自然エネルギー等で賄い、いわゆるグリーン水素とするということについては、県としても重要なことであると認識

しております。

県版のロードマップでも、地産水素のグリーン化ということを目標として掲げているところでありまして、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

扶川議員

これも破棄しているのは一部だと聞きましたから、ほとんどは元々電力を使って作っているものなのです。それが実態なので、そこら辺を率直に出した上で、しっかり地産水素のグリーン化に取り組んでいただきたいと思います。

あと1点、今日出たエシカル消費のことでお尋ねしますが、エシカル消費というのは、例えばエシカル農業を使って作った農産物なんかもどんどん食べていこう、あるいは地域のジビエなんかも活用して食べていこうということもエシカル消費なのでしょうか。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

エシカル消費についての御質問でございました。

先ほど扶川議員がおっしゃったように、エシカル農産物についてもエシカル消費の推進の一部として普及啓発等に取り組んでいるところでございます。

扶川議員

もう時間がありませんので、一言申し上げます。

農林の関係で、農水省が有機、減農薬の農産物を目標を定めて推進しようとしていますけれども、諸外国ではどんどんそういう面積が増えていますが、日本はまだまだ遅れています。

こういうものを普及しようと思えば、例えば資料4-2、徳島県消費者基本計画素案の27ページに、学校給食を「生きた教材」として活用し、地場産物や徳島の食物文化への理解を深めるためうんぬんと書いてありますが、ここでも学校給食の中に、例えば減農薬、有機のものをしっかり食べていこうであったり、ジビエを食べる意義であったり、それからネオニコチノイド農薬なんていうことが言われていますけれど、できるだけ農薬の少ない、使われていないものを食べることの意義といったことを消費者教育の一環として、学校教育の中でもしっかり教えていく、あるいは体験してもらう。

ジビエを学校給食で食べてもらっているところがあります。有機のものを食べている今治なんかは有名ですけども、そういうところもあります。

もっと言えば、今、徳島大学なんかでやっているようですが、コオロギの代用肉なんかを食べる機会があってもいいと思うのです。

いろんなことで、食にまつわる消費者教育を進めていただきたいと思いますので、その点はいかがですか。こういう計画に位置付けて教育委員会、あるいは農林水産部とも連携して進めていただきたいと思いますので、いかがですか。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

扶川議員おっしゃいますように、現在、ジビエについて等も徳島文理大学などでも進めているところでございます。

また、教育委員会や農林水産部とも連携いたしまして、地産地消等の学校給食に係る取組等も進めてまいりたいと考えております。

平井消費者暮らし安全局長

補足させていただきたいと思います。

エシカル消費につきましては、県議会で平成30年度に全国初のエシカル条例を承認していただきました。地球環境に配慮した行動を積極的にやっという、衣食住での消費生活を積極的やっという精神でございますので、これにのっとりましてしっかりと進めていきたいと思っております。

先ほどお話を頂きました今回の新しい基本計画素案につきましても、学校給食で地産地消をしっかりやっというのだという精神も入れておりますので、御指摘のほど、おっしゃるとおりのこともございますので、しっかりと受け止めて対応していきたいと思っております。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(14時36分)